

平成22年6月28日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成21年(ワ)第40919号 損害賠償等請求事件

平成22年5月17日口頭弁論終結

判 決

東京都港区南青山2丁目14番17号

原 告 株式会社新菱トラスト

同代表者代表取締役 渡邊貴文

東京都中央区銀座3丁目12番12号 福原ビル4階

被 告 板倉直壽

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 被告は、URLを「<http://www32.ocn.ne.jp/~ginzanokaze/baken001fact.htm>」とするインターネットウェブサイト（以下「本件サイト1」という。）から、別紙ホームページ表示目録1記載の各文言を削除せよ。

2 被告は、URLを「<http://www32.ocn.ne.jp/~ginzanokaze/vodafone/fact.htm>」とするインターネットウェブサイト（以下「本件サイト2」という。）から、別紙ホームページ表示目録2記載の各文言を削除せよ。

3 被告は、URLを「<http://www32.ocn.ne.jp/~ginzanokaze/baken001/fact2.htm>」とするインターネットウェブサイト（以下「本件サイト3」という。）から、別紙ホームページ表示目録3記載の各文言を削除せよ。

4 被告は、原告に対し、金850万円及びこれに対する平成21年11月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

## 1 事案の要旨

本件は、原告が、被告の運営するウェブサイトにおいて原告に関する虚偽の情報が公開されたことにより、原告の名誉・信用が毀損されたほか、これが原因で購入した不動産を転売することができなくなり、財産的損害を被ったとして、被告に対し、上記情報の上記ウェブサイトからの削除及び不法行為に基づく損害賠償を求める事案である（なお、損害賠償請求に係る年5分の割合による遅延損害金の起算日は訴状送達の日の翌日である。）。

## 2 前提となる事実（認定に用いた証拠等を掲げた部分を除き争いがない。）

### (1) 当事者

原告は、新築マンション販売、販売代理業、中古マンション販売・仲介等を業とする会社である（乙3）。

被告は行政書士であり、本件サイト1ないし本件サイト3（以下、これらを併せて「本件各サイト」という。）を開設して、顧客の勧誘や悪質商法の事例に関する情報提供を行っている（サイトの開設につき、甲1ないし4）。

### (2) 平成21年1月の本件各サイトにおける原告に関する情報の公開

ア 原告は、平成21年1月16日ころ、本件各サイトの「悪質商法の事例」「悪質競馬情報の事例」というサイト中の、「競馬情報提供会社 ファクトワン系のまとめ」という欄において、上記の競馬情報会社の系列会社として原告の名称、原告の役員の氏名が掲載されていることを知った。

イ 原告は、被告に対し、上記アの原告に関する情報の公開を中止するよう求めたが、被告はこれに応ぜず、原告から損害賠償請求を受けた事実を本件サイト1に公開した。

### (3) その後の本件各サイトにおける原告に関する情報の内容

ア 被告は、本件サイト1において、原告に関して、「悪質競馬情報の事例」「ファクトワン系のまとめ」「系列会社役員一覧」との見出しの下、別紙ホームページ表示目録1記載の情報を公開した。

イ 被告は、本件サイト2において、原告に関する、「競馬情報詐欺会社です」「系列会社役員一覧」との見出しの下、別紙ホームページ表示目録2記載の情報を公開した。

ウ 被告は、本件サイト3において、原告に関する、「悪質競馬情報の事例」「競馬情報提供会社ファクトワン系／登記の写し」「系列会社役員一覧」の見出しの下、別紙ホームページ表示目録3記載の情報を公開した。

エ なお、上記アないしウの原告に関する情報のうち、原告の本店所在地は平成21年6月1日の移転前のものであり、現在、被告は本件各サイトに移転後の原告の本店所在地を公開している（乙3、弁論の全趣旨）。

### 3 爭点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件各サイトで原告に関する情報が公開されたことにより原告の名誉は毀損されたか（争点(1)）

#### 【原告の主張】

原告は、ファクトワン（正式名称は「有限会社ファクトワン」。以下、単に「ファクトワン」という。）なる競馬情報会社の関連会社ではなく、同社とは一切関連がない。原告は、新築マンション販売、販売代理業、中古マンション販売・仲介等を業とする会社であり、競馬に関する業務など一切行っていない。したがって、本件各サイトに公開された原告に関する別紙ホームページ表示目録1ないし3の記載（以下「本件各情報」という。）は虚偽であり、虚偽の事実の公開によって原告の名誉は害され、その信用は毀損され、その営業は妨害された。

#### 【被告の主張】

原告の主張は否認し、争う。原告は人的にも資本的にもファクトワンと密接な関係をもつて活動していることは間違いない。

(2) 原告は、被告に対し、本件各情報の公開を理由に不動産売買契約の解除に伴う損害の賠償を請求することができるか（争点(2)）

#### 【原告の主張】

原告は、東京都板橋区大山金井町6番5所在のマンションの一室（R A S I S 大山一山手通り702号室。以下「本件不動産」という。）を平成20年10月9日代金1820万円で購入し、平成21年2月9日、これを代金2610万円で転売する旨の合意が買主との間で成立した。しかし、本件各情報を知った買主からこれを理由として上記売買契約を解除されたため、原告は転売利益である790万円（購入価格と転売価格の差額）を得ることができなくなった。

また、原告は他の購入者を捜すことができず、本件不動産の購入代金を決済することができなくなり、売主との間で本件不動産の売買契約を合意解除して、違約金60万円を支払わざるを得なくなった。

上記の金額を合計した850万円は、被告が本件各サイトに本件各情報を公開したことによって生じた損害であり、被告はこれについて原告に対し賠償義務を負う。

#### 【被告の主張】

原告主張の本件不動産の各売買契約については知らない。仮に、原告主張の事実関係が認められるとしても、被告の行為と買主による本件不動産の売買契約の解除の間に相当因果関係はない。

(3) 被告の行為は真実性の証明があったもの、あるいは正当な行為として違法性が阻却されるか（争点(3)）

#### 【被告の主張】

ファクトワン系の会社各社が繰り返し行っている競馬情報詐欺は、組織的に用意周到に準備して、当たるはずのない買い目を必ず当たるかのように言って顧客を信用させ、大金をだまし取るというものであり、犯罪に近い極めて反社会的な行為である。被告は、このような行為を社会に対して告発し、撲滅したいと考え、競馬情報詐欺を行う会社の名称と役員名に加えて、原告

の発起人である臺伸彰（以下「臺」という。）等を中心に、人的にも資本的にもファクトワン系の各社と密接な関連があることが明らかな原告の法人名と役員名を本件各サイト上で明らかにしたものである。

被告の上記行為は、「公共の利害に関する事実」に係るもので、その「目的がもっぱら公益を図ること」にあり、かつ「真実であることの証明」があるといえるから、違法性もしくは責任が阻却される。

そうでないとしても、被告の行為は正当な行為として違法性もしくは責任が阻却される。

したがって、本件各情報の公開と相当因果関係の認められる損害であると原告が主張する金850万円の転売利益等についても、被告は賠償義務を負わない。

#### 【原告の主張】

被告の主張は否認し、争う。被告は、原告ないし原告代表者が競馬情報詐欺に関連していることなどを全く論じておらず、原告と無関係な事実をもつて自らの行為を正当化しようとしているにすぎない。

なお、原告代表者は現在原告の株式全部を取得しており、競馬情報詐欺などに何ら関連はない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1)（名誉毀損の成否）について

(1) 本件各情報の内容は前記認定のとおりであるところ、本件各情報は、「悪質競馬情報の事例」「競馬情報提供会社 ファクトワン系のまとめ」といった見出し（項目）の下、「系列会社役員一覧」として、幾つかの会社及びその役員の氏名が列挙されている中で、その冒頭に原告の会社名及び原告代表者の氏名を公開したものである。

本件各サイトには「悪質業者に欺されて、困ったと思ったら、とにかく誰かに相談しましょう。」「競馬情報料が数万円でも詐欺の可能性大。」とい

った記載もあることから（甲2、4により認められる。），上記の内容の本件各情報に接した者は、「原告は、競馬情報提供という詐欺まがいの悪質な行為をしているファクトワンという会社と人員若しくは資本の面でつながりを有する会社である。」との印象を抱くものということができる。

そして、被告はウェブサイトにおいて本件各情報を公開したものであるから、その行為の態様にかんがみて不特定多数の一般人が本件各情報に接することは可能な状況にあった。

- (2) 上記の認定事実によれば、本件各情報は、これに接した不特定多数の一般人に、「原告は、競馬情報提供会社として悪い評判のあるファクトワンの系列会社である。」との印象を与えるものであり、その限度において原告の社会的評価ないし信用を低下させるに足るものということができる。
- (3) 原告は、本件各情報は一般人に原告が競馬情報詐欺を行っているとの印象を与えるという前提に立って、原告会社は競馬に関連する業務は行っていない旨、「系列会社」は証券取引法（現金融商品取引法）上の「関連会社」と同義である旨主張する。しかし、本件各情報は、原告が競馬に関連する業務や競馬情報提供ないし競馬情報詐欺を行っているとの事実を摘示するものではないし、「系列会社」の意味を原告が主張するような狭い意味に解することはできない。原告の主張は採用できない。

## 2 争点(3)（被告の行為の違法性阻却ないし責任阻却の成否）について

### (1) 認定事実

争点(2)に先立ち、同(3)について判断するに、前記の前提となる事実（第2の2）に証拠（乙1ないし21、23、24、29の1、2）及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

#### ア 競馬情報詐欺について

競馬情報詐欺とは、競馬の順位予想（買い目予想）に関するもので、いわゆる万馬券、10万馬券が必ず当たる情報（買い目）を提供するかのよ

うに言って、言葉巧みに人をだまして信用させ、何十万円、何百万円といった多額の金員（情報料）等を払い込ませたり、あるいは、一度詐取した被害者の不安感をあおりながら、強迫ともいえる方法で、次々に追加情報料を払い込ませるといったものをいう。

警察は、「ギャンブルだから」「情報だから」という理由で、この種の事案の被害届をほとんど受理しないと言われている。また、特定の銀行口座が情報料等の払込先として指定されていることが判明した場合の銀行の対応として、被害者から不正使用の通知があると口座契約の解約に向けて動く銀行と、警察から口座凍結の指示があるまでは特段の対応をしない銀行があると言われている。

#### イ ファクトワン及びファクトワンと関連を有する会社

被告は、平成20年1月、ファクトワンから競馬情報詐欺の被害を受けた者の依頼を受けて、情報料35万円の返還請求をした際、同社の代表取締役であった渡部太と電話で交渉をした。ファクトワンからはその後約1か月半後に返金がされたが、そのころ、被告が同様に情報料240万円の返還を請求していた株式会社競愛スポーツからも、全額が返金された。被告は、同社のトラブル処理係が上記渡部と同一人物と思われたことや、その他の情報から、上記の2社が同じグループ会社であると判断した。

さらに、その後の調査により、有限会社トップエージェンシー、有限会社全駿会（現商号「有限会社日本パーフェクション」）といった会社もファクトワンと同じグループの会社であることが判明したため、被告はこれらを「ファクトワン系」と呼ぶようになった。

現在、被告がファクトワン系の会社として把握しているファクトワン以外の会社はおおむね下記のとおりである。

#### 記

株式会社サンネットワークシステムズ（有限会社トップエージェンシー

を商号変更し、移行したことにより設立)  
有限会社全駿会（有限会社日本パーフェクション）  
株式会社競愛スポーツ  
株式会社ジェイティシー（旧商号「株式会社アクトジャパン」）  
株式会社ヴィジョン  
株式会社インペリアル  
株式会社ヴィクトリーパートナー  
株式会社ユナイテッド  
株式会社総競リレーション  
株式会社グローバルリンク（旧商号「株式会社新生企画」）  
株式会社ネクスト  
株式会社リアルコネクション  
株式会社新菱  
株式会社新菱トラスト（原告）

ウ 原告と株式会社新菱ないし被告のいうファクトワン系の会社との関連

(ア) 原告と株式会社新菱の関係

原告の役員に就任している者が株式会社新菱の役員にも就任している。

すなわち、原告の前取締役である中川勇太は株式会社新菱の取締役に就任していた。また、原告の前監査役の畠山裕武は株式会社新菱の代表取締役であり、原告の監査役の三好昇吾は株式会社新菱でも監査役に就任している。

なお、株式会社新菱が被告にあてて送付した平成21年2月4日付け通知書（乙18）には「当社の関連会社である株式会社新菱トラスト」という記載があり、株式会社新菱も原告がその関連会社であることを認めている。

(イ) 原告と株式会社新菱以外のファクトワン系会社との関係

原告の役員に就任している者が株式会社新菱以外のファクトワン系会社の役員にも就任している。すなわち、原告の前取締役の松本純子は株式会社アクトジャパンの取締役に就任していた。また、原告の監査役の三好昇吾は、株式会社ジェイティシー（商号変更前の会社も含む。）の監査役であり、原告の前取締役の中川勇太は株式会社競愛スポーツの代表取締役である。

(ウ) 株式会社新菱とファクトワン系会社との関係

上記ア、イと同様に同一の人物が役員に就任している。例えば、臺は原告の設立時の発起人として1000万円を出資した者であるが、株式会社新菱の代表取締役を務めていたことがあるほか、株式会社ジェイティシー及び株式会社グローバルリンクの代表取締役を務めていた。また、株式会社新菱の取締役である松本利紀（以下「松本」という。）は、株式会社アトランティス（商号変更前の会社も含む。）の代表取締役を務めていた。さらに、株式会社新菱の前代表取締役である西條和彦は、有限会社トップエージェンシーの取締役を務めていた。

なお、臺と松本は、平成8年9月ころ、電気料金を節約する小型変圧器を不正に設置していた飲食店の送電を止めようとした東京電力の社員の業務を妨害したとして、威力業務妨害の容疑で逮捕・起訴されたことがあるほか、平成18年9月ころ、路上で「読者モデルをやりませんか」と女性に声をかけ、宝飾品を売りつけたという特定商取引に関する法律違反（不実の告知）の容疑で逮捕されたことがある。

エ その他ファクトワン系会社に関する事情

上記アないしウで認定した事実のほか、ファクトワン系会社の本店所在地や役員の住所等を含め、その関連性について被告が調査した結果は、別紙「ファクトワン系会社の所在地・役員・住所等一覧」（乙2）に記載のとおりである。

(2) 本件各情報の真実性

上記(1)で認定した事実によれば、①ファクトワン系の会社の少なくとも一部は現に競馬情報詐欺を行っていたこと、②原告の役員とファクトワン系各社の役員が重複していること、③原告の関連会社である株式会社新菱の役員とファクトワン系各社の役員が重複していること、④原告の発起人である臺はファクトワン系各社の役員に就任していること、⑤臺と株式会社新菱の取締役である松本は古くから共に詐欺まがいの行為を繰り返していたことがそれぞれ認められるから、原告は、臺を中心とするファクトワン系の会社と人的にも資本的にも関連を有する会社であるということができる。したがって、本件各情報は真実である。

(3) 被告が本件各情報を本件各サイトに公開した動機、目的

証拠（甲1ないし4、乙1）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、競馬情報詐欺という悪質な商法を社会に向けて告発し、撲滅したいと考え、ある時期まではファクトワン系各社について競馬情報詐欺を行う会社の名称と役員の氏名だけを公開していたこと、しかしながら、競馬情報詐欺の勢いが衰えるどころか、その被害が依然として増え続けていることから、ファクトワン系会社と明らかに関連性があると判断した原告の会社名と役員の氏名を本件各サイトに公開したことが認められる。被告は、原告の名称等を本件各サイトに公開した理由について、「原告や（株）新菱のように、それ自体が競馬情報詐欺を行っていないとも、首謀者、役員等がお互いに重複し、1つのグループとして活動しているもの（そのような情報を得ている）は、全体として競馬情報詐欺という不法行為（反社会的行為）に荷担している者として公表することに社会的利益があると考えている。」（乙1の10～11頁）と陳述する。

(4) 被告の行為は違法性が阻却されること

以上によれば、本件各情報は、競馬情報詐欺という反社会的な行為を行う

会社との人的・資本的な関係の有無という公共の利害に関する事実に係るもので、その目的は競馬情報詐欺という悪質な商法の危険性について社会に警鐘を鳴らすという公益を図ることにあり、かつ、掲示された内容は真実であるから、被告が本件各サイトに本件各情報を公開した行為については、違法性が阻却されるものと解するのが相当である。

そうである以上、原告が本件各情報の公開と相当因果関係の認められる損害であると主張する金850万円の転売利益等についても、被告は賠償義務を負わないことは明らかである。

したがって、原告の請求はその余の点について判断するまでもなく、理由がない。

#### 第4 結論

以上の次第で、原告の請求はいずれも理由がない。

東京地方裁判所民事第50部

裁判官 和 久 田 道 雄

(別紙)

## ホームページ表示目録 1

(株) 新菱トラスト ホームページ (ホームページ閉鎖) 港区北青山二丁目 7 番 29  
号 東京都港区北青山二丁目 7 番 29 号

◎渡邊貴文  
○中川勇太  
○・・・・・

## ホームページ表示目録 2

(株) 新菱トラスト ホームページ 港区北青山二丁目 7 番 29 号

東京都港区北青山二丁目 7 番 29 号

◎渡邊貴文

○中川勇太

○・・・・

### ホームページ表示目録 3

(株) 新菱トラスト ホームページ 港区北青山二丁目 7 番 29 号

東京都港区北青山二丁目 7 番 29 号

◎渡邊貴文

○中川勇太

○ · · · · ·